

策定年度 (策定年月)	令和4年度 (令和5年1月5日)
計画期間	令和4年度～令和8年度

農村地域産業の導入に関する実施計画書

—熊本県合志市福原地区—

令和5年1月

熊本県合志市

目 次

前 文	1
1 地域の概要	1
2 計画の目的	3
3 計画の目標年度	3
第1 産業導入地区の区域	4
1 産業導入地区の名称	4
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	4
3 産業導入地区の地目別面積	7
4 地域開発、土地利用計画諸法との関係	8
第2 導入すべき産業の業種及びその規模	11
1 導入すべき業種	11
2 導入すべき産業の規模	11
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する事項	14
1 農業、農業従事者及び認定農業者の目標	14
2 認定農業者等の育成	14
3 農用地の流動化の推進、認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向	15
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	18
1 農用地等との調整	18
2 産業導入地区の設定に伴って土地改良施設等農業施設が改廃、遊休化する等の影響を受ける場合には、代替施設の設置、負担金の徴収確保等、その具体的な調整措置又はその方針	19
3 産業導入地区の設定に伴って、道路、水路等が分断される等の場合には、その調整措置又は調整方針	19
4 産業導入地区に導入が予定されている企業が用水を取水する場合であって農業用水を使用することが予想される場合には、その調整措置又は調整方針	19
5 工場等が排水する場合において農業用排水路を使用する場合には、その調整措置又は調整方針	19
6 都市計画との調整	19

第6	導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	20
1	産業用地等の整備	20
2	共同流通業務施設、道路、産業用水道、排水処理施設、緑地等の施設の整備	20
3	ソフトな産業基盤の整備	21
4	生活基盤等定住条件の整備	21
第7	労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項	22
1	労働力の需給の調整	22
2	農業従事者等の産業への就業の円滑化等	22
第8	産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	24
第9	産業の導入に伴う公害の防止に関する事項	25
第10	その他必要な事項	27
参考資料		
1	立地条件表	28
2	土地利用計画平面図	31

別添図面	-1	産業導入地区位置図
"	-2	都市計画図
"	-3	土地利用計画図
"	-4	基礎資料付図（農業生産基盤整備状況図等）
"	-5	工業分布図
"	-6	候補地位置図

前 文

1 地域の概要

合志市は、平成 18 年に菊池郡合志町、菊池郡西合志町の二町が合併して誕生した。

本市は県都熊本市の北東部に位置し、北に菊池市、東に大津町、菊陽町、南西に熊本市と接している。市域は東西が約 12 km、南北が約 8 kmに広がり、総面積は 53.19km²を有しており、市内で最も標高が低いのは南西部の須屋地区で、最も高い東部との標高差は約 100mとなっており、中央部を東西に分水界が通り、西から東へ緩やかに起伏する地形となっている。高い山は存在しないが、弁天山、群山、飯高山などの小山があり、菊池川水系の上生川、塩浸川、上庄川、日向川と坪井川水系の堀川などの河川が流れ、良好な環境を有している。

道路網は、広域道路として九州縦貫自動車道には北熊本スマートインターチェンジが整備され、今後は中九州横断道路の整備が予定され、本市には2つのインターチェンジが計画されている。市内の幹線道路は、国道 387 号、主要地方道熊本菊鹿線と熊本大津線が南北に、国道を横断するように大津植木線が東西に通っているが、周辺の広域幹線道路である国道3号、国道 57 号、国道 325 号へアクセスする道路が不足しており、中九州横断道路や都市計画道路御代志木原野線の整備を含め、骨格となる道路の機能強化が必要となっている。

空路については、隣接する菊陽町に阿蘇くまもと空港があり、東京・大阪・名古屋・沖縄と結ばれている。

さらに、隣接する熊本市にある熊本港は、中国・韓国をはじめとした東アジア諸国等を対象とする熊本都市圏の物流拠点としての機能を担っており、地域輸入促進計画の関連施設としてFAZ(輸入促進地域)に指定されている港として、コンテナ岸壁の供用とくまもとFAZ株式会社が建設した熊本港物流センターと連携して、物流・人流の拠点に向けた港湾整備が進められている。

これらに対応する生産拠点としては、今回の計画地に隣接して産業構造の質を高めていくベンチャー企業の起業化や新分野産業の創出を図るためのセミコンテクノパークが建設され、すでに東京エレクトロン九州株式会社などの企業立地が進められている。

また、半導体関連産業が発達した九州は、シリコンアイランドとも呼ばれ、事業所が立地しているが、特に熊本県、福岡県等に集中している。九州における自動車生産が成長するにつれ、半導体産業・関連産業に属するメーカーが自動車産業・関連産業に参入する傾向が強まっている。

半導体産業を取り巻く世界の情勢は5G、AI、自動車EVなどにより本格的な成長が期待されており、アジアのサプライチェーンに向けた産業の基地として、ますます産業用地の整備が求められている。

本市において農業は重要な基幹産業である。本市の北部には、阿蘇の火山灰が降り積んだ黒ボクと呼ばれる火山灰性腐植土に覆われた広大な農地が広がっており、県内有数の穀倉地帯として水稻、野菜、工芸作物及び畜産が展開されている。

しかし、高齢化や担い手不足などにより農家戸数は年々減少しており、1980年(昭和55年)に1,506戸だった総農家数は、2020年(令和2年)には595戸と40年間で半数以下に減少している。

また、個人経営の基幹的農業従事者においては、2015年(平成27年)の1,004人から、2020年(令和2年)の763人へと、5年間で約25%減少している。

更には、農産物の輸入自由化による農畜産物価格の低迷が影響し、農業所得水準も低下傾向にあるなど大きな課題を抱えており、今後は更なる農家数の減少、遊休荒廃農地の増加なども予想される。このような環境変化に対応する新たな農業の展開が求められている。

今後は、これらの課題を解決していくため、認定農業者の育成や農業経営の法人化、集落等を単位とした農業生産の組織化等による多様な担い手の育成、家族経営協定の締結を通じた女性の経営参画、新規就農者の確保・育成、高齢者の活動促進、担い手への農用地利用集積の促進を円滑に進めることを速やかに進めることが不可欠である。

一方で、生産条件に恵まれない農村地域においては、安定した農家所得を確保するため、多くの農家で兼業化が進んでいる。しかし、地域における安定した就業の場が不足していることから通勤流出が続いている。安定した農村社会を築くためには、担い手農業者を育成するとともに、兼業農家の安定的な就業の場の確保を図る必要がある。そのためには、より一層安定した就業先を創出し、現状の不安定な兼業を解消する必要がある。

本市の人口は、平成7年46,925人から、平成12年には49,391人(増加率5.3%)、平成17年には51,647人(増加率4.6%)、平成22年には55,002人(増加率6.5%)、平成27年には58,370人(増加率6.1%)、令和2年には61,772人(増加率5.8%)へと増加している。これは、宅地や下水道、生活道路等の都市基盤の整備効果や企業誘致による定住人口の増加及び熊本市のベッドタウンとしての人口増の相乗効果によるものと言える。

人口の定住を促進するためには、若年層を中心とした定住をより一層推進する必要がある。そのためには、従来以上に新規高校卒業者、地域外の大学等就学者、Uターン希望者にとって魅力ある多様な就業機会の創出が必要となっている。

本市では、平成18年の合併による市政施行以前から農村地域において産業等の導入を図っており、1980年(昭和55年)から2000年(平成12年)の20年間でセミコンテックパークの整備などにより、22事業所が導入され合計で47事業所まで増加したが、2015年以降の立地件数は横ばいとなっており、その要因としては、市内に分譲可能な土地が残っていないことが挙げられる。しかし、そのような中においても新たな企業の立地ニーズや既存企業の事業拡大ニーズは多くあり、現在はそれらのニーズに対応できない状況にある。

農村地域への産業等の導入は、兼業農家にとっては安定した就業の場を確保することになり、流出していた農家の人材を農村地域に呼び戻すとともに、地域資源の維持管理の担い手の確保と農地の流動化を促進する効果をもたらす。その結果、認定農業者への農地の集積を推進し、農業の効率化により農業所得の向上が図られることとなる。

本市の更なる発展のためには、新たな雇用の創出に向けた基盤整備と企業誘致による産業活性化が必要な状況にある。

以上のように本市においては重要な基幹産業である農業の発展のために、認定農業者の育成等を進める一方で、就業の場の確保を図ること等により不安定な兼業農家の解消や担い手への農用地利用集積の促進(農地の流動化)を円滑に進める必要がある。

しかしながら、新たな就業の確保という点においては、企業の立地ニーズ・事業拡大ニーズが高いものの分譲可能地がないため、不安定な兼業農家等の新たな就職先の確保が十分ではなく、農地の流動化が促進しづらい状況にある。

活力ある地域形成のためにも新たな産業の導入の促進を図ることにより、魅力ある就業機会を創出するとともに、認定農業者等の担い手農業者への農地の集積を促進することにより、農業とその他の産業の均衡ある発展を図ることが必要な状況にある。

2 計画の目的

前述のとおり、本市農業の課題に対応するためには、農地の利用集積を更に加速化させていく必要があることから、農地の出し手や、農道や農業用水路等の農業経営に欠かせない地域資源の管理の担い手等に安定的な就業の場を確保するために更なる産業を導入する必要がある。

そのためには、農村地域に計画的に産業を導入し、導入される産業等に農家あつぎ、規模縮小を考えている兼業農家、地域資源管理の担い手となる若者等が就業することによって、農地の利用集積を進めるとともに、農地の利用集積の進展により広域的な地域資源の管理が必要となるため、地域資源管理の担い手の確保・育成も行なっていく。また、離農者等が市外に流出しないよう、本実施計画に基づいて市内に安定的な就業の場を創出し、定住条件を整備していく。

更には、本市への新規就農希望者や移住希望者に対して安定的な就業の場を提供することによって、新たな地域資源管理の担い手として、移住も積極的に促していく。

このように、導入する産業へ農業の担い手が就業することによって、農地の利用集積を更に加速化させることができるため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、福原地区への産業の導入に関する実施計画を定め、農業従事者が導入される産業に就業されるための措置を講じ、これらと相まって農業構造改善を促進し、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図ることとする。

本市における産業の導入に関する実施計画による施設整備が、平成28年熊本地震からの創造的復興、県内の豪雨災害、コロナウイルスによる経済停滞からの回復を成し遂げるためにも重要であり、県内の産業振興に大きく寄与するものである。

3 計画の目標年度

この実施計画の計画期間は、令和4年度から5年間とし、令和8年度を目標年度とする。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	関係市町村名
福原地区	東部工業団地	合志市

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所在			地番	地目		面積 (㎡)	備考
	市町村	大字	字		公簿	現況		
福原地区	合志市	福原	馬飼代横道	別紙-1	山林 畑 ため池 雑種地 公衆用道路 原野 水道用地 用悪水路	山林 畑 ため池 雑種地 公衆用道路 原野 原野 用悪水路	111,861	

注) 1/50,000 産業導入地区及びその周辺の地域を含めた図面・・・別添図面-1 産業導入地区位置図

別紙-1 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	団地名	所在			地番		地目		面積	備考
		市町村	大字	字	本番	枝番	公簿	現況	m ²	
福原地工業区	東部	合志市	福原	馬飼代	106		山林	山林	968	
		合志市	福原	馬飼代	107	1	公衆用道路	公衆用道路	1,836	2,762 m ² の一部
		合志市	福原	馬飼代	113	1	畑	畑	3,426	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	114	1	畑	畑	5,890	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	115		畑	畑	3,987	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	116		畑	畑	4,957	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	118		用悪水路	用悪水路	244	
		合志市	福原	馬飼代	119	1	畑	畑	4,795	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	120		公衆用道路	公衆用道路	1,528	
		合志市	福原	馬飼代	121	1	畑	畑	3,815	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	121	3	畑	畑	238	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	122	1	畑	畑	2,327	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	122	3	畑	畑	1,848	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	123	1	畑	畑	208	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	123	2	畑	畑	322	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	123	4	畑	畑	1,868	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	123	7	畑	畑	181	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	124	1	畑	畑	3,138	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	125		ため池	ため池	1,439	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	127		公衆用道路	公衆用道路	2,052	4,070 m ² の一部
		合志市	福原	馬飼代	129		用悪水路	用悪水路	130	199 m ² の一部
		合志市	福原	馬飼代	130	1	畑	畑	3,472	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	130	3	畑	畑	352	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	131	1	畑	畑	2,772	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	131	2	畑	畑	1,250	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	131	3	公衆用道路	公衆用道路	59	
		合志市	福原	馬飼代	132	1	畑	畑	2,535	農用地区域
		合志市	福原	馬飼代	132	2	畑	畑	1,522	農用地区域
合志市	福原	馬飼代	132	3	公衆用道路	公衆用道路	84			

福 東 原 部 地 工 區 業 團 地	合志市	福原	馬飼代	133	1	畑	畑	3,468	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	133	2	畑	畑	561	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	134	1	用悪水路	用悪水路	350	
	合志市	福原	馬飼代	134	3	用悪水路	用悪水路	82	
	合志市	福原	馬飼代	135	1	用悪水路	用悪水路	664	
	合志市	福原	馬飼代	135	2	用悪水路	用悪水路	224	
	合志市	福原	馬飼代	136	1	畑	畑	2,908	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	136	2	畑	畑	1,107	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	137	1	畑	畑	2,973	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	137	2	畑	畑	1,011	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	137	3	公衆用道路	公衆用道路	57	
	合志市	福原	馬飼代	138		畑	畑	4,166	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	139		畑	畑	4,160	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	140	1	畑	畑	2,698	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	141		公衆用道路	公衆用道路	2,281	
	合志市	福原	馬飼代	146	1	畑	畑	3,956	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	147		畑	畑	3,491	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	148	1	畑	畑	1,542	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	148	2	畑	畑	2,813	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	149		畑	畑	3,564	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	150		水道用地	原野	939	
	合志市	福原	馬飼代	151	1	用悪水路	用悪水路	901	
	合志市	福原	馬飼代	151	2	用悪水路	用悪水路	772	
	合志市	福原	馬飼代	152	1	畑	畑	1,043	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	152	2	畑	畑	1,584	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	153	1	畑	畑	3,786	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	153	2	畑	畑	1,026	農用地区域
	合志市	福原	馬飼代	153	3	畑	畑	334	農用地区域
	合志市	福原	横道	142		山林	山林	922	
	合志市	福原	横道	143		山林	山林	1,011	
	合志市	福原	横道	144	3	雜種地	雜種地	224	
						60筆	111,861		

3 産業導入地区の地目別面積

(単位：㎡)

地区名	農 地 等					計
	田	畑			採草地 放牧地	
		普通畑	樹園地	草地		
福原地区	0	95,094	0	0	0	95,094

地区名	宅 地 そ の 他					合 計	
	宅地		山林 原野	雑種地	その他		計
		うち工場用地等					
福原	0	0	3,840	224	12,703	16,767	111,861

○ 農用地区域の用途区分ごとの面積

(単位：㎡)

農用地	農 地	
	農 地	農業施設用地
96,533	96,533	0

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

1 旧新産業都市	2 旧工業整備特別地域	3 低開発地域工業開発地区	4 近畿圏都市開発区域
5 中部圏都市開発区域	6 旧産炭地域(6条地域)	7 旧産炭地域(2条地域)	8 振興山村指定地域
9 過疎地域	10 農振地域	11 旧工業再配置誘導地域	12 旧工業再配置特別誘導地域
13 工場適地(昭和49年指定)	14 工場適地調査地区(全部・一部)	15 都市計画(線引)	16 都市計画(非線引)
17 新事業創出法(高度技術産業集積地域・頭脳立地地域)		18 地方拠点都市地域	19

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	4	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	7

(4) その他

- ① 都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

ア 都市計画区域	昭和 46 年 5 月	市内全域(旧合志町・旧西合志町)が熊本都市計画区域に指定
都市計画区域指定の範囲	5,317ha	
用途地域指定の範囲	659ha	
用途地域の指定年月日	昭和 48 年 12 月 20 日 (当初)	
イ 市街化調整区域	昭和 46 年 5 月	熊本都市計画市街化調整区域に指定

- ② 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び指定年月日

農業振興地域の範囲	3,830 ha(現在)
農業振興地域の指定年月日	平成 21 年 6 月 2 日
農業振興地域整備計画策定年月日	平成 21 年 8 月 7 日
農用地区域の範囲	2,001 ha(現在)
農用地区域の認可年月日	平成 21 年 6 月 2 日

- ③ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置
(別添図面-4 参照)

- ④ 農村地域産業導入地区周辺の状況
(別添図面-5 参照)

- ⑤ 当該産業導入地区設定の考え方

産業導入地区の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域における地域の農業者の安定した就業機会を確保するとともに、各種土地利用調整を適切に行い、地域の農地の集積・集約化を図ることが必要である。

産業導入地区の区域の設定に当たっては、総合計画、国土利用計画、都市計画区域マスタープラン、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画及びまちづくりの指針となる合志市総合計画との整合性を図るため、各担当部局と調整を行う。また、熊本県とも「市街化調整区域内地区計画の協議又は同意に関する指針」(熊本県土木部都市計画課:平成 31 年 3 月)に基づき調整を行い、可能な限り合理的な土地利用を図ることを前提とする。

また、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め、活用されていない用地が存在する場合には、新たな地区を設定する際に、その活用を優先する。

具体的には、各種土地利用計画及びまちづくりの指針となる合志市都市計画マスタープランを踏まえたうえで、本市及び周辺自治体を含めた周辺地域全体の産業等の立地動向や各種国道、主要県道の整備状況を勘案し、適地選定を行った。その結果、既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、新たな企業と既に立地している企業の交流を促し、産業の集約化がもたらす相乗効果を期待して、既存工業団地等の隣接地が望ましいと判断した。

なお、産業導入地区を設定する面積については、事業者の立地ニーズの把握を行い、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえたうえで、導入産業の用に供するための必要最小限の規模とする。

第2 導入すべき産業の業種及びその規模

令和8年度までに産業導入地区に導入すべき業種及び規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

本市の恵まれた立地条件を活かした産業拠点の強化を図るため、導入する業種は、本市の産業振興、就業構造の中核である製造業から選定した。

具体的には、産業導入地区は半導体関連企業が集積するセミコンテクノパークに隣接しており、既存企業との関連性や今後の成長性があること、そして安定した就業機会の確保が可能であることから、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業を導入業種とする。

また、産業導入地区の安定した産業活動の展開が可能となるよう、半導体関連企業と関わり合いのある特定貨物運送業、倉庫業も導入する。

【具体的業種】

日本標準産業分類			
大	中	小	番号
製造業	生産用機械器具製造業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	267
運輸業	道路貨物運送業	特定貨物運送業	442
	倉庫業	倉庫業	471

2 導入すべき産業の規模

農村地域における安定した就業機会の確保が図られ、労働力の効率的かつ適正な配分が可能となること、企業の立地ニーズがあること、及び本計画書第9に示す公害の防止のための取り組みが可能である前記の業種を選定した。導入業種と規模を以降に示す。なお、導入する半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業・特定貨物運送業・倉庫業は既立地企業に関連する業種である。

(1) 導入すべき産業の規模の概要

地区名	計画面積			雇用期待従業員数			年間出荷額
	工業用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
福原地区	m ² 90,009 (緩衝緑地含む)	m ² 21,852	m ² 111,861	人 231	人 69	人 300	百万円 5,463

(2) 導入すべき産業の規模の詳細

地区名	産業の業種	事業所数	施設用地等の面積	雇用期待従業員数			年間出荷額
				男	女	計	
福 原 地 区	生産用機械器具 製造業	社	m ²	人	人	人	百万円
		1	45,603	69	31	100	6,240
	道路貨物運送業 倉庫業	社	m ²	人	人	人	百万円
		1	34,693	162	38	200	216
	合 計	社	m ²	人	人	人	百万円
		2	80,296	231	69	300	6,456

(3) 公共施設用地面積

	工業用地	道路用地	緑地	緩衝帯	調整池	合計
面積	80,296 m ²	7,433 m ²	3,500 m ²	9,713 m ²	10,919 m ²	111,861 m ²
比率	71.78%	6.65%	3.13%	8.68%	9.76%	100.00%

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和8年度までに就業する農業従事者(その家族を含む。以下、同じ)は、次のとおりとする。

(1) 導入される産業への農業従事者の就業の目標

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
福 原 地 区	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	社 1	人 9	人 8	人 17	% 13.0	% 25.8	% 17.0
	道路貨物運送業 倉庫業	社 1	人 18	人 17	人 35	% 11.1	% 44.7	% 17.0
	合 計	社 2	人 27	人 25	人 52	% 11.7	% 36.2	% 17.0

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する事項

産業の導入と相まって令和8年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

1 農業、農業従事者及び認定農業者の目標

区分	農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	農業経営体 実人数 (人)	農業従事者数 (人)	認定農業者 等数 (経営体)
令和2年度 (現況)	595	408	1,456	972	238
令和8年度 (目標)	525	338	950	735	238

注：農家数、販売農家数、農業経営体実人数、農業従事者の現況は令和2年農林業センサスによる。

：認定農業者数は令和2年度農業経営改善計画の営農類型別認定状況による。

2 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者の経営規模

目標営農類型	認定農業者数		面積規模	品目構成
	現在	目標		
稲作	8	8	600a	水稲 600a
雑穀・いも類・豆類	1	1	160a	菊芋 160a
工芸農作物	1	1	960a	樹木 660a,レモングラス 110a, 茶 190a
露地野菜	7	7	1,950a	
施設野菜	29	29	4,360a	
果樹	1	1	130a	ブドウ 100a,イチゴ 30a
花き・花木	2	2	1,840a	
その他の作物	6	6	3,190a	芝 3,190a
酪農	34	34	21,640a	
肉用牛	11	11	2,150a	
養豚	3	3	590a	
養鶏	1	1	80a	
その他の畜産	1	1	570a	
複合経営	133	133	46,770a	
合計	238	238		

※合志市農政課資料及び農業経営改善計画の営農類型別認定状況による

(2) 認定農業者等への農用地の利用の集積に関する計画

(単位:ha)

区分	農用地 面積 ①	認定農業者等への農用地の利用集積面積					認定農業者への利 用集積率 ②/①
		所 有 面 積	所 有 権 移 転	利 用 権 設 定	農 作 業 受 託	計 ②	
現在 (令和2年度)	2,130	424	3	518	414	1,359	63.8%
目標 (令和8年度)	2,120	529	4	646	517	1,696	80.0%

※合志市農政課資料及び担い手の農地利用集積状況調査による。

(3) 認定農業者を中心とする生産組織の育成

本市は、南部の市街化区域と北部の市街化調整区域に大きく分かれ、北部地域は本市の農業振興の中核的地域であり、生乳・葉タバコ・スイカ・米が基幹作物として定着し、酪農、施設園芸など活発な生産が行われているが、施設型園芸は機械化や省力化技術の遅れにより労働加重の問題が生じており、また専業農家の減少が著しく、労働力の高齢化、担い手不足が深刻化しているなど、生産基盤の整備と地域農業者リーダーの育成が急務となっている。

そこで、農用地の利用集積が遅れている全ての地域において営農組織の法人化を目指すとともに、認定農業者の経営改善に資するよう、地域における役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成と、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにし、認定農業者が不足している地域においては、集落を単位として集落営農の法人化を促進するため、特定農業法人制度にも取り組んでいく。

また、生産組織は土地利用型自立経営体の経営補完と兼業農家等の組織化を促進する上で重要な位置付けを持っており、オペレーター育成や受委託の促進を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態へと誘導を図っていく。

3 農用地の流動化の推進、認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向

(1) 農用地の流動化の推進

合志市においては、水田と畑が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、旧西合志地区はハウス施設を利用した施設園芸が盛んであるが、未整備の圃場も多く遊休農地の発生が懸念されており、旧合志地区では酪農を中心とした土地利用型の畜産が盛んに行われて

いたが、後継者不足により畜産業が停滞しており、今後、離農者や耕作放棄地が増加する恐れがある。

優良農地を次代に継承するためには、土地利用型農業の担い手を育成し、農地の利用集積を加速化させていくことが重要である。

そのため、農地中間管理事業等を活用しながら、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等の施策に積極的に取り組むこととする。

具体的には、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

また、農業委員会、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

更に、管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

この他、農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(2) 地域農業の組織化

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上でも、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としても、重要な位置づけを有している。このため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

本実施計画による産業等の計画的な導入と相まって、市内に安定的な就業の場を創出することによって、農業の組織化により発生する余剰労働力を吸収するとともに、導入された産業に就業する者が、農道、用排水路、畦畔等の地域の共有資源を管理する担い手として生産組織をサポートする体制を構築する。

(3) 地域資源管理の担い手に対する就業の場の提供

本市では、平坦部においては農地の利用集積等が進んでいるが、今後は、農地の利用集積を進めると同時に、離農者や規模縮小農家、他出あつぎ、不安定兼業従事者、若年者等を地域資源管理の担い手として確保・育成することによって、土地利用型農業の担い手をサポートすることも極めて重要である。そのためには、離農者等が市外に流出しないよう、本実施計画に基づいて市内に安定的な就業の場を創出し、定住条件を整備する必要がある。

また、本市への移住希望者や新規就農希望者に対して安定的な就業の場を提供することによって、新たな地域資源管理の担い手として、移住を積極的に促していくことも重要である。

(4) 産業導入を生かした地域農業の振興

本市の農産物は、水稻、野菜、工芸作物、畜産など多品目に亘り、特徴のある高品質のものが多く、商品価値も高いものが多い。本実施計画により導入される産業等と農業の連携が促進されることによって、農商工連携、農業体験交流等、地域農業の振興が図られる。

また、本実施計画により導入される産業等が誘発する関連産業の活性化に伴い、これらの就業者が増加することから、本市農産物の地産地消型の需要拡大も期待できる。

(5) 優良農地の保全のための計画的な土地利用

本市においては企業からの立地ニーズが高まっており、企業立地による優良農地のかい廃、及び農地の集団性を阻害しないためには、計画的に土地利用を誘導することが重要である。

本市は既存の産業団地においてはこれ以上の産業立地が望めないため、今回新たに団地を新設し、ここに農業構造改善に必要な規模の産業を導入する事により、他の地域の農地かい廃を防止し、優良農地を確保する事が重要である。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

産業導入地区は、以下のとおり農用地等との利用の調整を行った上で、①産業拠点としての更なる機能強化が図れること、②必要面積が確保できること、③農用地利用上の支障が軽微であること、④交通の利便性が確保できること、⑤基幹産業である農業の振興施策との調和が保てることから、セミコンテックパーク隣接地において区域を設定したものである。

1 農用地等との調整

東部工業団地の新設における農用地等との調整内容については、以下のとおりである。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の設定に当たっては、下記の順に候補地の検討を行った。

①都市計画区域(市街化区域)の用途地域

本市には、都市計画法による工業地域が設定されているが、既に土地利用が進んでおり、用地に余裕がない状況にある。また、市街化区域内には商業系の用途地域や住居系の用途地域も指定されているが、それぞれの用途に即した土地利用が進んでおり、工業地域に変更して工業用地としての土地利用が可能なまとまった用地はない。

②既存の工業団地

本市の既存の工業団地は既に企業の立地が進んでおり、空きがなく利用できる土地はない。

③農用地区域外(市街化調整区域)

農業振興地域の内、農用地区域以外(白地)に農地はあるものの、小規模に点在していることから、産業団地として整備可能なまとまった用地の確保は困難である。

以上のとおり、農用地区域外において検討を行ったが、いずれも十分な面積が確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において区域を設定することとなった。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

東部工業団地は、東側が既存工業団地、北側が市道、西側が市道、南側が農用地区域内の農地に接しており、以下の項目において検討した結果から判断して、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないと認められる。

①高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進等への支障

当該地区は県営合志南部地区畑地帯総合整備事業により区画整理が実施された土地改良事業実施区域内であるが、昭和60年度に事業は完了している。また、同事業によりパイプライン、農道、排水路他の整備が実施されているが、こちらも平成19年度に事業が完了しており、補助金適正化法による補助金の返還義務は生じない。また、農地中間管理事業の対象にもなっておらず、今回の産業導入地区の設定に伴い、農地流動化施策の推進等に支障をきたす点はない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障

当該計画地及びその周辺にはいわゆる担い手である、効率的かつ安定的な農業経営を営む者は少ない。また、その者の当該地域における耕作面積は比較的小さく、当該地ではなく他地域において集積を図っており、賃借等の斡旋等の申し出もないことから、農用地の利用集積への支障はない。

③農用区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障

当該計画地には、土地改良区が管理する農業用排水路が存するものの、産業導入地区の設定に伴う水路等の分断はないことから、周辺の土地改良施設の機能が支障をきたすことはない。

(3)面積規模が最小限であること

今回新設する区域は、事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえた区域面積を設定し、かつ計画期間内に立地することが確実と認められる必要最小限の面積である。

2 産業導入地区の設定に伴って土地改良施設等農業施設が改廃、遊休化する等の影響を受ける場合には、代替施設の設置、負担金の徴収確保等、その具体的な調整措置又はその方針

土地改良区と調整のうえ、必要がある場合には代替施設の設置等必要な措置を講ずる。

3 産業導入地区の設定に伴って、道路、水路等が分断される等の場合には、その調整措置又は調整方針

区域内の道路、水路については土地改良区と協議のうえ必要がある場合には代替機能を確保する。

4 産業導入地区に導入が予定されている企業が用水を取水する場合であって農業用水を使用することが予想される場合には、その調整措置又は調整方針

工業用水は合志市工業用水道事業の工業用水を使用するため、農業用水は使用しない。

5 工場等が排水する場合において農業用排水路を使用する場合には、その調整措置又は調整方針

工業排水は特定環境保全公共下水道区域で処理する。雨水排水は調整池において地下浸透処理するため、農業用排水路は使用しない。

6 都市計画との調整

産業導入地区は市街化調整区域内であるので、今後、都市計画法に基づき地区計画の都市計画決定を行い、周辺環境と調和した良好な産業団地の形成に努める。なお、地区計画の内容については、市街化調整区域内地区計画の協議又は同意に関する指針(熊本県土木部都市計画課:平成31年3月)を踏まえて策定する。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 産業用地等の整備

- (1) 用地面積等 11.18ha
(産業用地 9.00ha 道路等公共施設 2.18ha)
- (2) 用地の取得
 - ① 事業主体 合志市
 - ② 用地買収 令和5年4月～(予定)
 - ③ 造成年次 令和6年11月～(予定)
 - ④ 分譲開始 令和7年11月～(予定)

2 共同流通業務施設、道路、産業用水道、排水処理施設、緑地等の施設の整備

産業の用に供する施設の整備・土地利用の誘導を計画的に実施し、自然環境及び生活環境の保全(本計画書第9参照)、優良農地の確保と地価の安定に努める。以下に、道路・産業用水等・排水・緑地の整備等についての整備方針を示す。

- (1) 道路(事業主体:熊本県合志市、整備年次:令和6年11月より順次施工する。)

計画区域内には、市道福原・原水線と接続する9.5mの区画道路と6mの管理用道路を計画する。

また、計画区域北側に接する市道竹迫・第二テクノ線、県道30号大津・植木線を利用して国道57号と接続し、九州縦貫自動車道熊本インターチェンジに至る。

計画区域西側に接する市道福原・原水線、県道30号大津・植木線、県道341号大津・西合志線を経由して、九州縦貫自動車道北熊本スマートインターチェンジにもアクセスする。

- (2) 産業用水等(事業主体:熊本県合志市、整備年次:令和6年11月より順次施工する。)

工業用水は、隣接するセミコンテクノパークに合志市工業用水道事業の工業用水が整備されていることから、この排水管(150mm)から分岐して給水する。

- (3) 排水(事業主体:熊本県合志市、整備年次:令和6年11月より順次施工する。)

工業排水・生活排水は、立地企業で水質汚濁防止法及び市・県条例に定められた基準値以下に個別処理し、専用管渠により特定環境保全公共下水道へ放流する。

雨水排水は浸透方式の調整池を2か所整備し、全面地下浸透方式とする。

- (4) 緑地の整備等(事業主体:熊本県合志市、整備年次:令和6年11月より順次施工する。)

周辺農地の環境保全と工場用地の有効利用を図るため、開発基準(開発許可制度と開発許可申請の手引き(令和4年4月 熊本県土木部建築課))に基づく緩衝帯及び緑地帯を整備する。

3 ソフトな産業基盤の整備

(1) 立地企業への優遇措置

熊本県は、県内に事業所を設置する企業に対し、投下固定資産額の一定の割合を補助する「熊本県企業立地促進補助金」で支援している。

また、合志市独自の施策として、「合志市工場誘致条例」に基づく市内に工場等を設置する事業者に対しての固定資産税の減免措置や、「合志市工場等促進補助金」を活用した用地取得費に対する助成金制度、工場設置等の施設整備費に対する補助制度、及び新規雇用に対する補助制度を設けている。

(2) 合志市セミコンテクノパーク・本産業導入地区での取り組み

企業活動において、情報サービス、研究開発、人材育成等の産業支援機能は不可欠な条件である。

合志市セミコンテクノパークにおいては、隣接する菊陽町に開学した県立技術短期大学校と連携して、日々進展し続けているIoT化等に対応できる高度な技能及び知識を兼ね備えた実践技術者を育成している。

本産業導入地区においては、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、本地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

4 生活基盤等定住条件の整備

(1) インフラ施設の整備と維持管理

上下水道については整備済みであり、今後、施設の老朽化の進展状況を考慮しながら計画的な維持管理を行う。道路に関しては、市道等の改良をはじめ、既存ストックの長寿命化のための総点検、改良及び補修等を適切に進めていく。

(2) 安全安心の確保

健康づくりの面では、市は医療機関等や国保連合会をはじめとする関係機関との連携強化を図り、特定健診（国保）の対象者に、通知や訪問などで受診勧奨を行い受診率を高めることで、病気の早期発見・早期治療に努める。

また、健康づくりに関する各種計画（健康増進計画、食育基本計画等）に基づき事業を展開し、健診の実施、健康づくり等に関する訪問や相談、健康教育などを実施する。

また、これらを進めるためボランティアの人材育成を行う。

医療体制としては、二次救急医療圏病院群輪番制運営事業について菊池圏域2市2町で協定書を作成し、菊池保健所管内8医療機関（2次医療機関）に依頼し、休日・夜間の救急受診のできる医療機関を確保しており、菊池市、合志市、菊陽・大津の3圏域に分けて当番日数を割り当てている。

災害への対応については、「復興まちづくり計画」に基づき、「自助」による避難体制、「共助」による避難生活を確保するために、防災拠点センター等の整備を推進し、防災拠点の整備にあたっては、公的不動産（建築物、公共用地、公園など）及び民間ストック・ノウハウの活用など公民連携を図るとともに、学校や市民センター等の防災拠点となる公共施設等に優先順位をつけ、安全を確保するための老朽化対策・耐震化を図ることとする。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

今後の産業導入の促進による雇用期待従業者数は300人と見込まれる。これに対しては、合志市、ハローワーク菊池、JA菊池合志中央支所・西合志中央支所、農業委員会、進出企業等が密接な連携をとりつつ、兼業農家等からの転職労働力を中心として、遠距離通勤者の転業、新規学卒者等も含めて就業の促進を図る。

さらに、中高齢者の雇用については、関係機関の協力を得て、職業能力開発をはじめ各種支援制度の活用に努めるものとする。

また、雇用に当たっては、関係行政機関、ハローワーク菊池、進出企業等と緊密な連携をとり、農業の担い手の確保及び既存企業等との調整には特に配慮するものとする。

2 農業従事者等の産業への就業の円滑化等

農村に導入される産業に地元農業従事者、特に中高年齢者が導入企業へ円滑に就業できるようにするため、合志市、ハローワーク菊池、JA菊池合志中央支所・西合志中央支所、農業委員会、進出企業等が密接な連携をとり、①雇用情報の提供、②職業紹介等の充実、③職業能力開発等の推進を行う。

①雇用情報の提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

②職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講じる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力の発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

③職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野

への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区 分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積(ha)	事業費	事業年度(予定)	備 考
土地基盤整備事業	なし						
農村総合整備事業	なし						
経営構造対策事業	なし						
農業経営基盤強化支援対策事業	なし						
農用地流動化に関する事業	農地中間管理事業	農地中間管理機構が借り受けた農地を集約化して担い手に貸し付ける。	農地中間管理機構 合志市	利用権 設定 面積 43.6	—	—	
	人・農地プラン	地域の担い手確保や集積促進を図る。	合志市	2,213.7		H24～	・市内11エリア ・中心的な役割を担うことが見込まれる経営体数 個人：197 経営体 法人：44 経営体 集落営農：9 組織
その他							

第9 産業の導入に伴う公害の防止に関する事項

産業の導入にあたっては、生活環境の保全並びに農業との調和を保つため、産業用地等の整備及び企業の選定・導入の段階から操業後の生産活動全般における公害の防止に万全を期すとともに、自然環境の保全、廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分配慮する。また、交通量の増加に伴う道路における危険防止と交通の円滑化に配慮する。

環境保全上、次の措置を講ずる。

(1) 法令の遵守

導入企業に対しては、公害関係法令及び公害防止条例等の遵守はもとより、環境保全協定の締結、公害防止施設の配置、緑化など環境保全について積極的に指導する。

また工場建設に対して事前に十分審査と指導を実施し、公害の防止を図る。

(2) 景観への配慮

産業の導入にあたっては、団地周辺の土地利用の状況に配慮するほか、地域の自然環境との調和を考慮しつつ、「合志市美しいまちづくり条例」の趣旨に沿って、美しいまちづくりを推進し事業所及びその周辺部の環境整備に努めるものとする。

特に、団地内の緑地については、工場立地法の基準により面積の確保に努め、土地の改変を行う地域や面積も最小限にする。また、緩衝緑地を設置し工業団地内外の美観を図り、周辺景観との調和のとれた環境の保全を図ることとする。

(3) 大気・騒音及び振動関係

工場から排出されるばい煙、排水及び工場騒音等に関する自主監視体制を確立させる。また、企業が進出するに際し、環境保全協定を作成し締結することにより、公害の未然防止や自然環境の保全に努める。協定書の締結内容は、公害防止、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭防止及び廃棄物、地下水保全等とし、諸法令に基づいて周知・遵守するよう指導する。騒音・振動については、特に重機の集中稼働が行われないよう分散配置の実施や低振動型の建設機械の使用など、関係法令の規制基準を遵守することにより周辺の生活環境の保全に十分に配慮する。

(4) 地下水の保全関係

産業の導入にあたっては県担当課と十分に協議し緑地等の保全に努めるものとし、地下水涵養能力を確保するため道路や排水施設に雨水の浸透施設の設置を行う等の対策を講じる。

企業誘致を行う場合は、公害や自然環境に対し影響の少ない企業を選択し誘致を推進するが、やむを得ず有害物質等を取り扱う際は、有害物質等の地下浸透防止のため水質汚濁防止法で定める基準を遵守し、十分に配慮する。

また、工場敷地等についても地下浸透を推進するなど環境に配慮した保全措置を進めていく。更に、立地企業に対しても水のリサイクル・節水の展開を求めていくなど地下水保全には十分配慮した取り組みを行っていく。

(5) 廃棄物処理

事業活動によって生じる廃棄物の処理については、二次公害を未然に防止するため「合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、適正に処理させるよう指導するとともに、廃棄物の減量化、再

生利用等の対策を検討・指導する。

(6)その他

生活環境を損なう恐れのあるものについては、防止対策の整備を立地の条件とする。

第10 その他必要な事項

(1) 産業誘致の取り組み

産業導入の目標達成のため、企業誘致体制の充実を図るとともに、熊本県並びにくまもとテクノ産業財団等の諸機関とも連携を図り、情報の収集に努めながら、新聞広告や工場用地説明会等の活用により、積極的な導入を推進する。

(2) 立地企業の定着化

立地後の企業の定着化を促進するとともに、導入企業と地域社会との相互理解と融和を図り、活力ある地域社会を形成するために、合志市、合志市商工会との連絡調整体制を整備し、誘致企業の加盟を促していく。

(3) 土地提供者への対応

導入地区の土地を提供した者に対する代替地の斡旋等については、合志市農業委員会、JA 菊池及び土地改良区等と連携を図り、周辺地域の農地保有合理化に資するよう対応する。

(4) 立地取りやめの場合

立地を予定していた企業がその立地を取りやめるような事態又はやむを得ず撤退する事態となった場合は、早めに市長に報告することを企業に義務づけることとし、契約時にその旨の同意を立地企業に求める。

(5) 実施状況のフォローアップ

本実施状況の実施計画を策定した翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。

フォローアップは、市の企業立地を推進する部署が中心となって行うこととし、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況等、本計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しになっている理由及び対応策について確認を行う。

参考資料 1 立地条件表

産業等導入地区の名称	東部工業団地	立地条件表	令和4年3月調査
------------	--------	-------	----------

造成区分	1 造成済	2 造成中	<input checked="" type="radio"/> 3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)
売却可能面積			80,296 m ²		合志市
分譲可能年月	年 月	年 月	R7年11月	年 月	(主たる土地所有者名)
売却(予定)			15,000 ~ 20,000		個人
価 額	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	

地盤・地質	(1)地質 第2種(黒ボク・火山灰質粘性土・シルト)	(2)地耐力(N値) 50
	(3)杭打可能な地盤までの深さ -40m	

用水・排水条件	(1)海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する番号を○で囲む) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">可</td> <td style="padding: 2px;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input checked="" type="radio"/> 2</td> </tr> </table>	可	否	1	<input checked="" type="radio"/> 2
可	否				
1	<input checked="" type="radio"/> 2				
	(2)工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 合志市工業用水道事業 利用可能年月 年 月 価 格 50円/m³				
	(A) 使用可能量(余裕水量) 2,300m³/日				
	(3)地下水が利用できる場合 水 質 (成分及びppm) PH値 . 塩素イオン mg/l 色度 度 				
	(B) 取水可能量(安全揚水量) 0 m³/日				

	<p>(4)表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合</p> <p>水 質 (成分及び p p m)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>利用無し</td></tr> <tr><td>(水源名)</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">(C) 既得水利権を控除した取水可能量</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 150px;"> <tr><td style="text-align: right;">0 m³/日</td></tr> </table> <p>(5)淡水取水可能量</p> <p>((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 150px;"> <tr><td style="text-align: right;">m³/日</td></tr> </table> <p>(6)上水道が利用できる場合(計画を含む)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">上水道事業名</th> <th style="text-align: left;">利用可能年月日</th> <th style="text-align: left;">価 格</th> <th style="text-align: left;">使用可能量 (余裕水量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合志市水道事業</td> <td>年 月</td> <td>120 円~/m³</td> <td>142m³/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)排水条件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">種別</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>排水先</td> <td>水域名 菊池川水系 日向川 白川水系</td> </tr> </table>	利用無し	(水源名)	0 m ³ /日	m ³ /日	上水道事業名	利用可能年月日	価 格	使用可能量 (余裕水量)	合志市水道事業	年 月	120 円~/m ³	142m ³ /日	種別	A種	排水先	水域名 菊池川水系 日向川 白川水系						
利用無し																							
(水源名)																							
0 m ³ /日																							
m ³ /日																							
上水道事業名	利用可能年月日	価 格	使用可能量 (余裕水量)																				
合志市水道事業	年 月	120 円~/m ³	142m ³ /日																				
種別	A種																						
排水先	水域名 菊池川水系 日向川 白川水系																						
輸送条件	<p>(1)主要道路への距離</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">最寄国道</td> <td style="width: 50%;">国道 57 号まで</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">3,100 m</td> </tr> <tr> <td>高速道路名</td> <td>九州縦貫自動車道 熊本 IC まで</td> <td style="text-align: right;">9,300 m</td> </tr> </table> <p>(2)最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%;">(鉄道名・線名)</th> <th style="width: 10%;">(駅名)</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新幹線駅</td> <td>九州新幹線</td> <td>熊本駅</td> <td style="text-align: right;">19,500 m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>J R 豊肥本線</td> <td>原水駅</td> <td style="text-align: right;">3,000 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>専用引込線敷設の可否 (専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px; text-align: center;"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	最寄国道	国道 57 号まで	3,100 m	高速道路名	九州縦貫自動車道 熊本 IC まで	9,300 m		(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線駅	九州新幹線	熊本駅	19,500 m	通勤駅	J R 豊肥本線	原水駅	3,000 m	可	否	1	2
最寄国道	国道 57 号まで	3,100 m																					
高速道路名	九州縦貫自動車道 熊本 IC まで	9,300 m																					
	(鉄道名・線名)	(駅名)																					
新幹線駅	九州新幹線	熊本駅	19,500 m																				
通勤駅	J R 豊肥本線	原水駅	3,000 m																				
可	否																						
1	2																						

	<p>(3)最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭（公共埠頭）(水深)</p> <p>(港名) <input type="text" value="熊本港"/> <input type="text" value="31 km"/> <input type="text" value="m"/></p> <p>(4)最寄空港への距離 <input type="text" value="阿蘇くまもと空港"/> <input type="text" value="11 km"/></p>
電力条件	<p>(1)産業等導入地区に最も近い 変電所又は引込可能高圧線の電圧 <input type="text" value="22,000 V"/></p> <p>(2)変電所等への距離 産業等導入地区 (変電所名) からの距離がい <input type="text" value="1 九州電力 川辺変電所"/> ずれか近い方の (66 KVA) 番号に○印をつ <input type="text" value="2 引込可能高圧線"/> <input type="text" value="200 m"/> ける。 (22 KVA)</p>
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1)最寄人口5万都市 (都市名) <input type="text" value="玉名 市"/> <input type="text" value="25km"/></p> <p>(2)最寄人口20万都市 (都市名) <input type="text" value="熊本 市"/> <input type="text" value="20km"/></p>
人口 地域指定	<p>(1)産業等導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <input type="text" value="63,841 人"/></p> <p>(2)産業等導入地区所在地域の人口 (関係市町村合計人口) <input type="text" value="863,502 人"/> (通勤圏に入る市町村名：熊本市・菊池市・大津町・菊陽町)</p>
その他	

参考資料 2 土地利用計画平面図